

木造住宅の

耐震診断・耐震改修工事等補助金制度を
拡充しました

問 都市施設課 都市計画班 ☎(内線)3443 「木造住宅の耐震診断・耐震改修工事について」

町ホームページ
「木造住宅の耐震診断・耐震改修工事について」

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事などに要する費用の一部を助成します。また、令和8年度から、近年、地震による被害が生じている「新耐震グレーゾーン住宅(昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅)」を補助対象として追加したほか、補助金の上限額を増額しました。

●補助対象 条件を全て満たすもの(下記は主な条件)

- 町内に住所を有する方が自己所有で自ら居住する専用住宅または併用住宅
(賃貸住宅、貸店舗(併用住宅を含む)は対象外です。愛川町空き家バンク事業の物件は、この要件に限らず補助対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。)
- 平成12年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅(在来工法に限る)
(平成12年6月1日以降に延べ床面積の2分の1を超える増改築を行った住宅は対象外です。)
- 耐震診断、耐震改修設計および監理への補助は、町に登録された耐震診断技術者が行ったものであること
- 耐震改修工事への補助は、耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満となった住宅の工事であること

●補助金額 いずれも費用の2分の1
(補助金の受付件数には限りがあります)

- 耐震診断(上限7万円)
- 耐震改修設計(上限8万円)
- 耐震改修工事(上限80万円)
- 耐震改修監理(上限5万円)

●申請方法

建築時に建築確認を受けた書類・図面など、建築時期が分かるものをお持ちの上、都市施設課へご相談ください。

犯罪被害に遭われた方などへ
支援を行っています町ホームページ
「犯罪被害者等の支援」問 デジタル・協働推進課 交通防犯班
☎(内線)3245

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の心に寄り添い、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、「愛川町犯罪被害者等支援条例」を昨年度に制定しました。この条例をもとに、被害の早期回復・軽減に向けた支援や、犯罪被害への理解を促進するための啓発を行っています。各支援には、警察に被害届が提出されているなど、一定の要件があります。

【見舞金支給】

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 入院3日以上 10万円
入院要件なし 5万円
- 性犯罪被害見舞金 不同意性交など 10万円
不同意わいせつなど 5万円

【専門相談支援】

- 弁護士無料法律相談 1回60分(2回まで)
- 無料カウンセリング 1回60分(10回まで)

【日常生活支援】

家事などの日常生活や保育が困難になったときに
利用した下記のサービス費用などを助成します

- 配食サービス 1回 1,000円まで(上限30回)
- 家事および介護などの支援 1時間 4,000円まで(上限60時間)
- 一時保育サービス 1回 3,000円まで(上限10回)
- 一時預かりサービス 1回 7,200円まで(上限10回)
- 従前の住居に居住できなくなった場合の転居 20万円まで(上限2回)

犯罪被害に遭い、困っているときは、一人で悩まず相談を

- 町犯罪被害者等支援総合窓口(デジタル・協働推進課内) ☎(内線)3242・3245 午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
- かながわ犯罪被害者サポートステーション ☎045(311)4727 午前9時~午後5時(日曜・祝日・年末年始を除く)
- かならいん(かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター) ☎#8891
つながらないときは ☎045(322)7379へ(365日24時間対応)

住宅の防犯対策費用を助成します

近年多発している強盗などの犯罪を未然に防ぐため、住宅の防犯対策費用の一部を助成します。

問 デジタル・協働推進課 交通防犯班
☎(内線)3245町ホームページ
「住宅用防犯対策費用の一部助成」

●対象品目

- 録画機能付きインターホン ●防犯カメラ ●防犯フィルム
- センサー付きライト ●面格子 ●防犯砂利 ●センサーアラーム
- 防犯性能の高い錠(ピッキング対策錠、補助錠、スマートロックなど)
- 令和7年4月1日以降に上記品目を購入および設置した費用が助成の対象となります(設置費用のみは助成対象外)。
- 複数の品目を合わせて申請することもできます。
- 上記以外の品目も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- 対象 町内在住で世帯員全員に町税の滞納がない方
(助成は住宅1戸につき1回まで)

- 助成額 購入金額の2分の1(上限1万円)

- 申請方法 身分証明書の写し、領収書や支払証明書、購入品目の設置後の写真(プリントしたもの)、振込口座情報をお持ちの上、デジタル・協働推進課へ。

子ども・子育て支援金制度が始まります



問 国保年金課 収納班 ☎(内線)3380

町ホームページ

「国民健康保険税について」

「子ども・子育て支援金制度」とは、子どもや子育て世帯を社会全体で支えあう仕組みで、皆様からご負担いただいた支援金は「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」などの事業の財源となります。

制度開始に伴い、皆様が加入する医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険など)の保険料・税と合わせてご負担いただくことになります。

国民健康保険税に 「子ども・子育て支援納付金分」が 加わります

国民健康保険税の場合は、従来の保険税(基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)に、子ども・子育て支援納付金分が加わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

愛川町国民健康保険税率

区分		税率など (令和8年4月から)
基礎課税分(※1)	所得割額の税率	6.97%
	被保険者均等割額	23,900円
	世帯別平等割額	21,600円
後期高齢者支援金等分(※2)	所得割額の税率	2.62%
	被保険者均等割額	9,300円
	世帯別平等割額	7,500円
介護納付金分(※3)	所得割額の税率	2.20%
	被保険者均等割額	9,400円
	世帯別平等割額	6,900円
子ども・子育て支援納付金分(※4)	所得割額の税率	0.30%
	被保険者均等割額 A	1,000円
	18歳以上被保険者均等割額 B	100円
	世帯別平等割額	800円

※1 医療保険分に相当する課税額です。

※2 後期高齢者医療制度を支援するためのもので、被保険者全員に課税されます。

※3 介護保険2号被保険者(40歳~64歳)に課税されます。

※4 18歳未満被保険者の均等割額は全額軽減となります。
18歳以上被保険者の均等割額はA、Bの合計額となります。

国民年金保険料 学生納付特例制度のお知らせ

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3377



町ホームページ

「納付が困難な時は」

国民年金の納付が困難な学生については、申請により、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。なお、過去の国民年金保険料の免除・納付猶予が受けられる期間は、申請時点の2年1カ月前の月の分までとなります。

●対象者 前年所得が128万円以下の国民年金第1号被保険者の学生
(扶養親族や社会保険料控除などがある方は、基準となる所得が異なります。)

●承認期間 令和8年度分は、令和8年4月分~令和9年3月分です。
(年度単位の申請です)

●申請場所 役場1階 国保年金課
(在学中の学校が学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、学校の窓口でも申請ができます。)

●申請期間 令和8年度分は、4月1日(水)から申請できます。

●必要書類 年金手帳または基礎年金番号通知書、在学証明書または学生証(コピー可)。失業された場合は、離職票・雇用保険受給資格者証など。
(代理人が手続きを行う場合は、本人の委任状、印鑑、代理人の本人確認書類も必要です。)

(申請が遅れ、未納のままにしておくと、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格要件とならないことがありますので、4月になったら早めに申請してください。年度途中で20歳になる方は、その前日から申請ができます。)

町民活動応援事業を募集します

問 デジタル・協働推進課 協働推進班 ☎(内線)3243

この事業は町民活動団体が企画・立案し自ら実施する、非営利で公益的な活動に対して、町がその費用を補助するものです。

町ホームページ
「あいかわ町民活動応援事業」

●対象 主に町内で公益活動をしており、構成員5人以上かつ3人以上の町民を含む団体

●補助金額 補助対象経費の10分の8以内(上限30万円)

●対象事業 団体が新たに行う環境美化など、主として町民皆さんの利益につながる事業で、令和8年度中に実施されるもの。

●募集期間 4月1日(水)~30日(木)

(ただし、営利、宗教、政治的活動を目的とする事業や、町から他の補助金などを受けている事業(予定を含む)は対象となりません。)

●応募方法 申込書と必要書類をデジタル・協働推進課へ。申込書は町ホームページのほか、デジタル・協働推進課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町民活動サポートセンターで配布しています。

